

令和5年度生活介護事業 は～と・ピア事業計画

1 基本方針

常時介護を要する障害者に対して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 支援方針

(1) 利益保障

福祉の原理・原則や権利、根拠に基づいた援助を基本とし、利用者の最善の利益保障に努める。

(2) 生活の質（QOL）の向上

利用者の生活の質の向上に必要な援助・支援に努める。

(3) 意思決定支援の実現

利用者の個別性と望む生活の実現に配慮し、意思決定支援の実現に努める。

(4) 障害特性の理解と活動環境の整備

利用者の障害特性に基づいた適切な支援内容にするように努める。また、利用者一人ひとりが過ごしやすい場所となるよう、活動環境の整備に努める。

3 事業目標

(1) 本人の思いに添った個別的な支援

- ① 関係機関と連携の基、サービス等利用計画作成への協力
- ② ケアマネジメント手法に基づき、利用者の思いを実現出来る個別支援計画の作成
- ③ 利用時間外における、必要に応じた生活のサポート

(2) 支援指針に則った支援の質の向上

- ① 業務の習熟および支援技術の向上
- ② 専門的支援の確立
- ③ 法人内委員会と連携した研修会の実施

(3) 職員間のより良い情報共有の実現

- ① 情報共有ツールを活用した、漏れのない情報伝達
- ② 行政や他事業所等との、必要に応じた支援会議の実施と参加

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み

- ① 職員が毎日の検温等を徹底し、自らの健康管理に務める。
- ② 手洗い、うがい、換気、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保な

どを徹底し、利用時間の中での感染を防ぐ。

4 支援内容

(1) 個別支援計画

利用者本位の個別化された総合的なサービス提供を目的とし、本人・家族等への十分な説明と同意のもと、個々の利用者の支援計画を作成し、支援の過程において課題分析、支援計画、支援の実施、記録、経過まとめ、再度課題分析という循環を通して、利用者個人の可能性の拡大に努める。

(2) 入浴サービス

地下のシャワー式機械浴槽を有効活用し、生活介護事業としての入浴サービスを実施する。

(3) 昼食の提供

① 献立表と個別対応

給食業者が低カロリーで生活習慣病対応がなされている献立を作成し、その献立に基づいた食事を納入する。また、利用者別に量の多少やキザミ食についても対応する。

② 支援内容

ア 楽しく食べられる雰囲気づくりをする。

イ 利用者個々の食事時の状況を把握し、食生活の向上に努める。

③ 昼食時間

ア つつじルーム食事時間 11:30～13:30

イ だるまルーム食事時間 11:45～13:45

(4) 健康管理

日常健康チェック、年2回の定期健康診断や嘱託医による問診などの定期的なメディカルチェックを通して、健康の維持、管理の徹底を図る。食事摂取量への助言や積極的に体を動かす機会を作り、生活習慣病予防に努める。

(5) 日常生活の支援

住み慣れた地域であたりまえに暮らしていく為、以下の活動を行う。

① 身体介助

食事、排泄、入浴、更衣、移動等の介助を行うことにより日常生活を円滑に送れるようにする。

② 相談援助

自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図る為、可能な限り必要な援助を行なう。

③ 送迎

車椅子利用等で移動が困難な方、又は家族の事情により施設への送迎が困難な方に対し送迎を行なう。

(6) 活動の機会提供

利用者の障害特性、個々のニーズ・経験・興味等に基づいて、生産活動や創作活動を提供する。

① 生産活動

作業を通して、働く喜びや社会構成員としての自覚を促すことを目的に行う。また、工賃及び売上等については、生活介護事業は～と・ピア管理運営要綱に基づき、利用者の参加回数等に応じて等分に配分する。

ア 制作活動 手工芸品の作成

イ 受注活動 大塚公園清掃・パン袋作業、封入作業等

ウ 販売活動 店舗販売・出店販売等

エ その他

② 創作的活動

創作的活動を通して自己選択・自己決定の機会を設定し、利用者の主体性や個性、意欲（知識、経験、習慣）を育み潜在能力を引きだすことを目的とする。

(7) レクリエーション

季節行事や招待行事等を通し、快適に過ごせるよう援助・支援する。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極め、行事の実施可否について適宜判断する。

① 日帰り旅行

ア 東京近郊（春・秋各1回）

個々の利用者が季節の推移を感じることや、様々な体験を通じ社会生活の幅を広げることを目的として実施する。

② 個別外出

利用者個々のニーズに合った外出先を設定し、生き甲斐につながるように支援する。

③ 所内行事

新年会、成人を祝う会、合同誕生会、クリスマス会、忘年会等

④ 他団体主催事業への参加

後援会クリスマス会、ボウリング大会、運動会等

5 日課

時 間	適 用	時 間	適 用
8 : 4 0 ~	送迎車出発・通所 日常活動	1 3 : 3 0 ~ (つ) 1 3 : 4 5 ~ (だ)	日常活動・ 帰りの会
1 0 : 0 0 ~	朝の会	1 5 : 3 0 ~ (水曜日 15:00~)	利用者帰宅 (送迎車出 発)
1 1 : 3 0 ~ (つ)	昼食・休憩		
1 1 : 4 5 ~ (だ)			

※ 諸会議のため毎週水曜日の帰宅開始時間を30分早くする。

※ 祝日は開館する。

6 定員

35名

7 利用料

障害者総合支援法に基づく費用負担

8 昼食費

給食の提供を受けた者は、その費用の1人分に相当する額

9 その他の費用負担

日常活動や行事にかかる費用の1人分に相当する額

10 利用期間

介護給付費支給期間

11 は～と・ピア年間予定表

月	内 容
4	花見
5	誕生会
6	招待ボウリング大会、個別外出
7	誕生会、旅行行事①、個別外出
8	夜間会館、陶芸体験（だ）
9	誕生会、旅行行事②
10	個別外出
11	誕生会、個別外出
12	ふれあいの集い、クリスマス会
1	新年会、ボウリングの集い、誕生会
2	区内合同運動会、節分、陶芸体験（つ）
3	誕生会、花見

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極め、行事の実施可否について適宜判断する。